

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ユニバーサルカラー協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都世田谷区田園調布1丁目9番1 田園調布老番館401号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、高齢社会における生活環境の質の向上に必要とされる色彩の調査・研究・提言を行い、豊かな社会の実現を目指し、社会的に貢献することのできる人材の育成・色彩教育、及び会員相互の増進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ユニバーサルデザインにおける色彩の研究調査
2. 製品開発の色彩監修、その他既存製品の色彩改善提案
3. 高齢者施設、医療施設の色彩コンサルティング
4. 講演、講座、研修会講師の派遣
5. 当協会の UNICA マークマーク認定事業
6. 講座、シンポジウムの開催
7. 高齢者、障がい者の色彩によるメンタルケア
8. 講師、ボランティア人材の育成
9. 研究会、交流会
10. 機関誌の発行
11. メールマガジンの発行

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である

事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、理事 1 名以上 10 名以内を置く。

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は法令又はこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

第30条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。